

令和5年11月20日

総務部監理課

現場代理人等の兼務拡大について

災害復旧工事等を対象とした現場代理人等の兼務拡大については次のとおりです。

1 対象工事

高梁市が発注する**災害の復旧工事**及び当該災害に起因する工事

2 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者の兼務緩和要件については、次のとおりです。

なお、監理技術者はこの特例措置の対象ではありません。

兼務緩和要件	災害復旧工事等が含まれる場合の特例措置
兼務可能件数	2件まで兼務できる。
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場が高梁市内であること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・工事の施工に当たり相互に調整を要するもの（原則として同一工種）であること。・市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

3 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務拡大要件については、次のとおりです。

兼務拡大要件	従来の特例措置	災害復旧工事が含まれる場合の特例措置
兼務可能件数	5件（ただし、契約金額が1件130万円以上の工事は3件）以内であること。 ※諸経費調整対象工事は複数件であっても1件とする。	制限しない。（ただし、兼務する工事のうち最低でも1件は災害復旧工事であること。） ※小規模工事は除く。
当初請負代金	当初請負代金（建築一式工事については頭書の請負金額の2分の1の額）の合計が4,000万円未満であること。	当初請負代金の合計が、4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。ただし、災害復旧工事等が含まれる場合は、1億5,000万円（建築一式工事も同額）未満であること。
従事可能地域	兼務する全ての工事の工事現場が高梁市内であること。	
主任技術者との兼務	現場代理人は他の工事の主任技術者を兼務できない。	それぞれの工事現場が高梁市内である場合に限り、兼務する工事に災害復旧工事等が含まれるときは、現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務できる。

そ の 他	兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。 ・市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
-------	-----------------------	---

4 提出書類について

兼務に当たり提出が必要な書類は次の通りです。

- ・主任技術者「主任技術者兼務届」
- ・現場代理人「現場代理人の兼務申請書」

市発注工事以外の公共工事と兼務する場合

- ・国、県が市発注工事との兼務を承諾していることを証する書類（承諾書等）